

議案第79号

所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例を別記のとおり制定する。

令和4年12月 2日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、本案を提案するものである。



## 所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する方法のうち写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第4条 市の機関（議会を除く。）は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、所沢市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成13年条例第9号）第2条の所沢市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(所沢市個人情報保護条例の廃止)

第2条 所沢市個人情報保護条例（平成13年条例第7号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(所沢市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 前条の規定の施行の際、現に旧条例第2条第1項の実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧条例第2条第2項の個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその職務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前において旧条例第11条第1項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は同条第2項に規定する指定管理者の管理する市の公の施設の管理を行う業務に従事している者若しくは従事していた者に係る同条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行の日（以下「附則第2条施行日」という。）前に旧条例第12条、第23条又は第23条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示及び訂正等については、附則第2条施行日以後も、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（所沢市情報公開条例（平成13年条例第6号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の

施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第2項に規定する者

5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（公文書に記録されているものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で同条の規定の施行後に提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 前条の規定の施行前にした行為及び第3項の規定によりなお従前の例によるとされる場合において同条の規定の施行後に開示を受けた行為に対する罰則の適用については、同条の規定の施行後も、なお従前の例による。

（所沢市自治基本条例の一部改正）

第4条 所沢市自治基本条例（平成23年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「別に条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（所沢市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第5条 所沢市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成13年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「所沢市個人情報保護条例（平成13年条例第7号。以下「個人情報保護条例」という。）第30条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同条第2項中「及び個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関」を「の実施機関及び所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）第4条に規定する市の機関」に改める。

（所沢市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 附則第2条施行日前に旧条例第30条第1項の規定による諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。

(所沢市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第7条 所沢市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「所沢市個人情報保護条例（平成13年条例第7号。以下「個人情報保護条例」という。）を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第3条第1項中「及び個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関」を「の実施機関及び所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第4条に規定する市の機関（第2号において「市の機関」という。）」に改め、同項第2号中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法施行条例」に、「実施機関」を「市の機関」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

(所沢市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 この条例による改正前の所沢市情報公開・個人情報保護審議会条例（以下この条において「旧情報公開・個人情報保護審議会条例」という。）の規定により旧条例第2条第1項の実施機関が審議会に報告することとされた事項に係る旧情報公開・個人情報保護審議会条例第3条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

(所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第9条 所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第9条中「所沢市個人情報保護条例（平成13年条例第7号）の趣旨にのっとり」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところにより」に改める。